

三条市地域公共交通協議会規約の改正（案）

1 規約の改正理由

- (1) 新たな運行計画の実施に伴い、道路運送法に基づく「地域公共交通会議」の機能を追加（第1条、第5条）
 (2) バス事業者の合併に伴い委員を変更（第6条 別表1）

2 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、<u>道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、協議会として設置する。</u></p> <p>第2条～第4条 略</p> <p>(協議事項等)</p> <p>第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。</p> <p>(1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。</p> <p>(2) 計画の実施に関すること。</p> <p><u>(3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。</u></p> <p><u>(4) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客からの収受する対価に関すること。</u></p> <p><u>(5) 協議会の運営に関すること。</u></p> <p><u>(6) その他協議会が必要と認めること。</u></p> <p>第6条～第18条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）<u>第6条</u>の規定に基づき地域公共交通総合連携計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を<u>行うため</u>、協議会として設置する。</p> <p>第2条～第4条 略</p> <p>(協議事項等)</p> <p>第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。</p> <p>(1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。</p> <p>(2) 計画の実施に関すること。</p> <p><u>(3) 協議会の運営に関すること。</u></p> <p><u>(4) その他協議会が必要と認めること。</u></p> <p>第6条～第18条 略</p>

附 則

この規約は、平成 19 年 11 月 9 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 9 月 4 日から施行する

別表 1（第 6 条関係）

法第 6 条第 2 項第 2 号の委員 越後交通株式会社三条営業所 所長

附 則

この規約は、平成 19 年 11 月 9 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）

法第 6 条第 2 項第 2 号の委員 越後交通県央観光株式会社 取締役総務部長